

財関第 1 2 4 6 号
平成 18 年 10 月 12 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 青山 幸 恭

関税定率法基本通達の一部改正について

標記のことについて、下記のとおり改正したので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

関税定率法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号)の一部を次のように改正する。

1. 4 - 9 の(2)のイからハまで以外の部分に次のように加える。

(注) 当該手数料の額は、通常、当該業務の内容に応じ当該輸入取引の額(輸入貨物代金)に対する百分率として約定されることに留意する。

2. 4 - 9 の(2)のロに次のように加える。

この場合において、「売手に代わり業務を行う者」とは、売手の管理の下で、売手の計算と危険負担により次のような業務を行う者をいう。

(イ) 契約の成立までの業務(例えば、買手を探し、買手から注文を取る業務)

(ロ) 商品の引渡しに関する業務(例えば、貨物を保管し、配送を手配する業務)

(ハ) その他(例えば、クレーム処理に関する交渉を行う業務)

3. 4 - 9 の(2)のハ中「(コンサルタント・フィ、情報提供手数料等)」を削り、同項の(2)のハに次のように加える。

(注) 当該手数料が「仲介料その他の手数料(買付手数料を除く。)」に該当するか否かの判断は、コンサルタント・フィ、情報提供手数料等の名称のみによるものではなく、当該手数料を受

領する者が輸入取引において果たしている役割及び提供している役務の性質を考慮して行うものとする。

4.4-9の(3)を次のように改める。

(3) 「買付手数料」とは、輸入貨物の購入に関し外国において買手に代わり業務を行う者に対し買手が支払う手数料をいい、その認定は、当該手数料の名称のみによるものではなく、当該手数料を受領する者が輸入取引において果たしている役割及び提供している役務の性質を考慮して行うものとし、具体的には、次による。

(注) 買付手数料は、通常、貨物代金とは別に支払われること、また、その額は、通常、手数料を受領する者が輸入貨物の購入に関し買手に代わり行う業務の内容に応じ当該輸入貨物代金に対する百分率として約定されることに留意する。

イ 手数料を受領する者が「買手に代わり業務を行う者」であることが、買付委託契約書等の文書により明らかであること

この場合において、「買手に代わり業務を行う者」とは、買手の管理の下で、買手の計算と危険負担により次のような業務を行う者をいう。

(注) 当該手数料を受領する者が売手又は売手と特殊関係にある者と特殊関係にある場合には、売手の計算と危険負担の下で活動している可能性が高いことに留意する。

(イ) 契約の成立までの業務（例えば、供給者を探し、買手の要求を売手に通知し、見本を集める業務）

(ロ) 商品の引渡しに関する業務（例えば、貨物を検査し、貨物についての付保、運送、保管、引渡しを手配する業務）

(ハ) 決済の代行に関する業務（ただし、手数料を受領する者が自己の資金により輸入貨物代金の支払を行う場合には、自己の計算と危険負担の下で活動し荷主としての損失を被っていたり又は利益を得ていたりする可能性があることに留意する。）

(ニ) その他（例えば、クレーム処理に関する交渉を行う業務）

ロ 手数料を受領する者が「輸入貨物の購入に関し買手に代わり業務」を実際に行っているという実態の存在が文書や記録その他の資料により確認できること

ハ 税関の要請がある場合には、売手と買手との間の売買契約書、輸入貨物の売手（製造者等）が買手にあて作成した仕入書等を提示することが可能であること

(注) 手数料を受領する者が買手にあて輸入貨物代金と手数料を併記した仕入書を作成している場合には、当該手数料を受領する者が当該輸入貨物の売手となる可能性があることに留意する。

なお、手数料を受領する者が、上記イに掲げるような輸入貨物の購入に関し買手に代わり行う通常の業務に加えてその他の役務（例えば、当該輸入貨物を工場から輸出港又は輸出場所へ輸送することについて手配するのではなく、自ら貨物を輸送する等）を提供し、当該役務の対価を含む手数料を買手が支払う場合、当該手数料の総額を買付手数料に該当するものとして取り扱うことはできない。ただし、当該手数料のうち、輸入貨物の購入に関し買手に代わり行う通常の業務の対価であることを買手が証明した額は、買付手数料に該当するものとして取り扱うものとする。

5 . 4 - 12 の(5)のイ中「この場合において、「取得価格」には、当該物品を取得するために要する費用を含むものとする。」を削り、同項の(5)のイに次のように加える。

(ハ) 買手により提供された同号口に掲げる物品（工具等）の生産のために役務（技術、設計、考案、工芸及び意匠をいう。）が必要とされた場合において、当該物品の取得価格又は生産費に当該役務の費用が含まれているときは、当該役務が開発された場所のいかににかかわらず、当該役務の費用を含む額とする。

6 . 4 - 12 の(5)のロ中「当該技術等を」の次に「自己と特殊関係にない者から」を加え、「賃借料の額によるものと」の次に「し、買手が当該技術等を自己と特殊関係にある開発者から購入若しくは賃借し又は買手が自らこれを開発した場合には、当該技術等の開発費によるものと」を加える。

7 . 4 - 12 の(5)のハを同項の(5)のニとし、同項の(5)のロの次に次のように加える。

ハ 買手が上記イの物品を取得するため又は上記ロの技術等を購入、賃借若しくは入手するために要した費用（買手が自己の代理人に対し支払う手数料等）の額は、上記イに規定する取得価格又は上記ロに規定する費用の額に含めるものとする。

8 . 4 - 14 の(2)中「買手が売手に分配する利潤がある。」の次に「なお、買手による売手への配当金の移転その他の支払であって輸入貨物に関係のないものは、当該収益に該当しないので留意する。」を加える。